備考

一　「次の図面」は、省略し、その図面を防災庁に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　一の項の表の第一号法定区域の欄に掲げる区域及び道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路をいう。）の一方の側をその区域とする場合において、当該道路の他の側が当該区域に含まれないときは、当該道路の当該区域に係る部分の当該他の側を含むものとする。

三　一の項の表の第一号法定区域の欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷（鉄道事業法（平成十三年法律第九十二号）第二条第二項に規定する鉄道事業者が同条第一項に規定する鉄道事業の用に供する土地をいう。）を含むものとする。

四　この表の第一号法定区域の欄に掲げる行政区画は、その他の従前の例によるものとする。

附　則

この告示は、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）の施行の日（令和八年十一月一日）から施行する。

○総務省告示第三百八十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

令和八年十月九日

総務大臣　藤井比早之

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　千葉県茂原市茂原533―1（81.50） (2)　千葉県長生郡一宮町大字一宮字爪切6528（107.60）	北緯35度25分38秒東経140度17分47秒の地点と北緯35度21分33秒東経140度21分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度21分29秒東経140度21分33秒の地点と北緯35度21分07秒東経140度21分54秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　奈良県吉野郡十津川村大字旭575―3（523.50） (2)　奈良県吉野郡十津川村大字旭577―1（1038.50）	北緯34度06分40秒東経135度49分31秒の地点と北緯34度06分24秒東経135度49分44秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　奈良県吉野郡十津川村大字旭577―1（1038.50） (2)　奈良県吉野郡十津川村大字旭702（1314.00）	北緯34度06分22秒東経135度49分46秒の地点と北緯34度08分27秒東経135度49分32秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　奈良県高市郡明日香村大字冬野338（703.00） (2)　奈良県吉野郡十津川村大字旭702（1313.50）	北緯34度27分24秒東経135度51分30秒の地点と北緯34度08分33秒東経135度49分32秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　大阪府和泉市室堂町675（143.00） (2)　大阪府高石市高砂３―１（52.00）	北緯34度28分04秒東経135度28分17秒の地点と北緯34度32分59秒東経135度24分34秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

2　放送業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　東京都港区六本木６―９―１（274.00） (2)　東京都豊島区東池袋３―１（270.50）	北緯35度39分39秒東経139度43分46秒の地点と北緯35度43分46秒東経139度43分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　東京都豊島区東池袋３―１（270.50） (2)　東京都墨田区押上１―１―２（434.50）	北緯35度43分46秒東経139度43分06秒の地点と北緯35度42分36秒東経139度48分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　東京都新宿区市谷本村町５―１（227.00） (2)　東京都渋谷区神南２―２―１（125.20）	北緯35度41分36秒東経139度43分36秒の地点と北緯35度39分58秒東経139度41分46秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　広島県呉市西中央１―３―25（51.00） (2)　広島県呉市広町字馬離場21237―27及び広町字馬離場21237―115（837.00）	北緯34度14分48秒東経132度33分25秒の地点と北緯34度14分57秒東経132度34分22秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

4　電気供給業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　広島県広島市中区小町４―33（89.40） (2)　広島県広島市東区馬木町字釜ノ上10846（628.60）	北緯34度23分19秒東経132度27分21秒の地点と北緯34度25分27秒東経132度32分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　広島県広島市東区馬木８―508―５（223.20） (2)　広島県広島市東区馬木町字釜ノ上10846（628.60）	北緯34度26分20秒東経132度32分16秒の地点と北緯34度25分38秒東経132度32分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域